

掛川市告示第38号

掛川市排水設備指定工事店条例（平成17年掛川市条例第102号。以下「条例」という。）第11条第2号の規定に基づき、下記指定工事店の登録を取消す。

平成23年3月31日

掛川市長 松 井 三 郎

1 指定工事店住所、名称及び代表者名

磐田市中泉字御殿2280番地2

有限会社宇田建設

代表取締役 宇田 利光

2 理由

条例第9条第1項に基づく掛川市排水設備指定工事店指定辞退届出書が提出されたため。